

関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート結果（H21年度）

団体・企業等から、規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化について、県民の利便性向上、行政手続の簡素化、地域経済の活性化の観点から貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則に基づく規制の緩和及び手続の簡素化」に関する内容を対象としているため、国の法令による規制、県以外の機関等に対する要望などについて回答できない部分がありますのでご了解願います。

1 関係団体

茨城県行政書士会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 今年度取扱窓口である土木事務所が再編され、それに伴い建設業許可申請窓口が削減しましたが、せめて変更届は今までの窓口に提出できるようにしてほしい。</p>	<p>担当課：監理課</p> <p>土木事務所の再編により建設業許可窓口が減少したことに伴いご不便をおかけする点もございますが、届出手続きの負担を軽減できるよう、変更届及び廃業届（一部の届出を除く）については、郵送による提出も可能としたところであります。是非ご利用ください。</p>
<p>○ 産業廃棄物収集運搬業許可申請に関し、現在の水戸市だけでなく曜日を決めて各県民センターでの申請受付を実施してほしい。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>収集運搬業の許可申請については、現在、水戸市内において受付を行っております。</p> <p>その際、担当者は、書類の審査とともに、聴取による事業内容等の確認や、不足している書類等の提出依頼などを行い、申請者ができるだけ円滑に手続きが進むよう対応しております。</p> <p>当然ながら、これらの受付・審査に当たっては、適正な審査を行うため、統一的な判断や取扱いが必要となりますが、ご提案のあった各県民センターでの申請受付については、新たな職員の配置など体制の整備が必要となります。</p> <p>同時に、現在、収集運搬業許可業者の登録や、欠格要件を確認するための犯罪履歴などを一元的に管理するため、県庁内に産業廃棄物情報管理システムを設置しておりますが、当該システムの県内オンライン化も必要になるなど、様々な課題が考えられます。</p> <p>県としましては、各県民センターでの受付を行うためには、行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えております。</p>

(社)茨城県産業廃棄物協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」による、県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議を不要とし、簡便な届出及び実績報告にしてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>排出事業者は循環型社会の構築に向け、近隣の単純焼却や埋め立てではなくリサイクル率が向上する他県の処理業者に委託する広域処理が多く見られますが、事前協議のために排出事業者が茨城県庁を訪れる時間と費用は多大であり、リサイクルを志向しても事前協議の厳しさから近隣の最終処分場に向かうケースがあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっています。</p> <p>処理業者については一律の審査および定期的な立入検査を受け、また排出事業者からの定期的な現地確認を受け入れる事例も多くなっていることから、資質向上も図られているが、一部の無許可業者による不適正処理での処理単価下落や経済不況による製造落ち込みに伴う産業廃棄物発生量の減少等があり、茨城県内の産業廃棄物処理受託では健全な経営が成り立たなくなってきたり、他県から規制なく処理受託できることが重要であります。</p> <p>事前協議の趣旨は産業廃棄物が無秩序に県内に持ち込まれ、不法投棄・不適正処理されることを未然に防止するということではありますが、千葉県の前協議数が年間約1万件に対し茨城県は千件程度であり、適正処理を推進する排出事業者のみが事前協議を行っていることが推測され、この手続きが不法投棄や不適正処理の未然防止に有効でないと考えます。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>県内搬入に係る事前協議制度は、平成19年10月に施行した「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」の規定に基づき、県外で発生した産業廃棄物が無秩序に県内に持ち込まれ、不法投棄・不適正処理されることを未然に防止するため、廃棄物処理法に基づく排出者責任の観点から排出事業者に来庁していただき、事前協議を行っているものです。</p> <p>ご意見のとおり、排出事業者・処理業者とも資質向上が図られ、適正処理の推進が図られているところですが、一部では内容が不適当であるため不適正処理となる恐れのある案件もあるのが現状です。</p> <p>県では、協議を不要とするケースの設定や、添付書類の簡素化を図るとともに、協議手続きを明確化し、出来る限り協議申請者の手続きの軽減化を図るため「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項」を平成21年4月1日に制定し、7月1日から施行したところです。</p> <p>本制度の趣旨をご理解のうえ、今後とも協議手続きの適正な実施にご協力いただきますようお願いいたします。</p>
<p>○ この秋から、汚泥の収集運搬の許可に際し、「汚泥については、水密車両又は容器を用いて運搬すること」と許可条件が付くこととなり、又そのための誓約書を書かされているがこれを撤廃してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>飛散流出の恐れがない汚泥がある中で、汚泥全般、一律に許可条件をつけるのは廃棄物処理法と照らし厳しすぎる。</p> <p>なお、廃棄物処理法の運搬基準には「飛散流出しな</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>汚泥は、一般に水分や油分などを含んでいることから、一見、飛散流出のおそれがないように見えるものでも、自重や運搬中の練り返しなどにより水分や油分などがしみ出したりする恐れがあります。</p> <p>これまで、汚泥の許可申請をする方については、水密車両や容器の利用を求め、それらの写真を確認の上許可する取扱いとしておりましたが、それらを利用して運搬すると申請して許可を取得したにもかかわらず、実際には、土砂</p>

<p>いようにすること。」とありますので、改めて許可の条件に記載する必要がないこと。</p>	<p>ダンプに直接建設汚泥を積載するなどして、汚泥そのものや水分などを流出させながら走行する例が後を絶ちません。</p> <p>このため、これまでの許可申請時の確認に併せて、「誓約書」を徴し、許可証に「汚泥については、水密車両又は容器を用いて運搬すること。」と明記することにより、排出事業者が委託する際のチェックや、許可業者自身に対する抑止的な効果が期待できるようになり、結果として汚泥の適正な処理が促進されるものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
--	--

茨城県老人福祉施設協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 介護保険事業所において介護サービス情報の公表事業、グループホームの外部評価事業、県の監査などについて法的位置付けは了解しているが、調査等のための事前提出書類は、1本化するなどを検討してほしい。</p>	<p>担当課：長寿福祉課</p> <p>これまで事業者の負担軽減の観点から、事前提出書類の削減や簡素化を実施してきました。各制度は実施する目的や内容が異なることから、書類の統合は困難な状況ですが、今後も必要に応じて、事務負担の軽減方法について検討してまいります。</p>
<p>○ 国、県、市、その他調査機関等などからの様々なアンケートが時期的に集中する場合があります。情報の公表事業、施設パンフレット等で事業所が既に公表している内容についてもアンケートに記載を求める場合、又アンケートの趣旨が同様で調査内容も同様の場合もあり、事業所では、大変迷惑に感じる場合があります。</p> <p>事業所にアンケートを求める場合、実施元の都合よりも実施先の事情が尊重されるよう関係機関等に周知してほしい。</p>	<p>担当課：長寿福祉課、障害福祉課</p> <p>各種アンケートについては、それぞれの目的から各事業所をお願いしておりますが、実施にあたっては、時期や内容を考慮するなど、できるだけ事業所の立場を考慮するよう、会議等の機会を捉えて他機関にも伝達してまいります。</p>
<p>○ 事業所指定に絡み介護保険法による通知と障害者自立支援法による通知が来るが、内容は同一のものが多く、事業所側の対応が煩雑になりやすい。事業所台帳等を統合する等、同一事業所への同一内容の通知は、事業所ごと取りまとめて通知する等、通知の方法等について調整してほしい。</p>	<p>担当課：長寿福祉課、障害福祉課</p> <p>通知等の根拠法令等が異なることから、通知の意義や根拠等をご理解いただくことや伝達の正確性を期すために、それぞれの所管課から通知しておりますが、今後調整できるものについては考慮してまいります。</p>

<p>○ 茨城県総合福祉会館の研修会場等の使用に関する運営については、民間のノウハウを取り入れ、利用者の利便性を第一に、利用者には喜ばれる血の通った管理・運営がなされるよう指導してほしい。</p>	<p>担当課：福祉指導課</p> <p>多様なニーズに対し、より効果的・効率的な対応ができるよう、平成18年から指定管理者による管理運営を行っています。</p> <p>今後も、利用者の利便性に配慮した施設運営がなされるよう努めてまいります。</p>
--	--

(社)茨城県身体障害者福祉協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 身体障害者手帳発行事務の迅速化</p> <p>平成21年度から身体障害者手帳交付事務が11市に権限移譲された。手帳発行期間短縮のため、少なくとも福祉事務所が設置されている全市で早期に発行できるよう推進してほしい。</p>	<p>担当課：障害福祉課</p> <p>身体障害者手帳の交付等の事務は、「まちづくり特例市」制度により、平成21年度からは、新たに人口5万人未満の市についても、権限移譲をすることができるようになりました。</p> <p>移譲に伴う準備等についての情報提供、手帳認定事務研修会の実施及び事務処理特例交付金の交付等により、スムーズに権限移譲ができるよう努めているところです。</p>

(社)茨城県経営者協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 県出先機関の増設、夜間休日に申請手続きが可能な窓口の設置</p>	<p>担当課：人事課</p> <p>出先機関の増設や夜間・休日窓口の設置につきましては、行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えております。</p>
<p>○ 各市町村役場への県業務窓口の設置</p>	<p>担当課：人事課</p> <p>市町村とのさらなる連携を図るなかで、県民に身近な市町村の窓口で各種手続きが行えるよう、市町村への権限移譲の拡大を進めております。</p>
<p>○ 廃棄物処理法に関する以下の申請の迅速化及び簡素化（許認可審査業務・施設設置、変更及び搬入処分の事前協議）</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>・許認可審査業務、施設設置・変更</p> <p>産業廃棄物処理業、廃棄物処理施設の設置等に係る許可に当たっては、法令上で定められた許可基準要件等の確認や縦覧等の手続きのため、標準処理期間を定め、出来る限り迅速かつ適正に審査を行っているところです。</p> <p>その中で、産業廃棄物処理施設の設置については、審査事務の適正かつ円滑な執行を図るとともに、生活環境の保全を図る趣旨から、許可</p>

	<p>申請前に、当該申請に係る計画について事前に協議を行い、必要な審査を行っているところです。一方で、当該事前審査に当たり、生活環境上の影響が軽微であると思われる変更事項や施設の改善などの事項については、一定の手続きを省略するなど簡素化も図っているところです。</p> <p>今後も、施設設置に係る手続きに当たっては迅速な対応を図るとともに、適宜、制度等の見直しにより簡素化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>・ 搬入処分の事前協議</p> <p>県内搬入に係る事前協議制度は、平成19年10月に施行した「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」の規定に基づき、県外で発生した産業廃棄物が無秩序に県内に持ち込まれ、不法投棄・不適正処理されることを未然に防止するため、廃棄物処理法に基づく排出者責任の観点から排出事業者に来庁していただき、事前協議を行っているものです。</p> <p>県では、協議を不要とするケースの設定や、添付書類の簡素化を図るとともに、協議手続きを明確化し、出来る限り協議申請者の負担軽減を図るため「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項」を平成21年4月1日に制定し、7月1日から施行したところです。</p> <p>また、予約から協議までの日数短縮を図るとともに、できる限り迅速に審査を行うため、事務処理体制を強化しております。</p> <p>本制度の趣旨をご理解のうえ、今後とも協議手続きの適正な実施にご協力いただきますようお願いいたします。</p>
<p>○ 現在、高圧ガス設備配管のフレキシブルチューブの取替えは「変更許可申請」だが、軽微な「変更届出」の範囲としてほしい。</p>	<p>担当課：産業技術課</p> <p>現状の高圧ガス保安法においては、左記取替えは「変更許可申請」の対象に該当し、県独自の規制の緩和は困難です。</p>
<p>○ 高圧ガス設備等の完成検査の夜間・休日受検可能体制確立</p>	<p>担当課：産業技術課</p> <p>完成検査の夜間・休日受付体制につきましては、行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えております。</p>

<p>○ 消防法・高圧ガス保安法・労働安全衛生法・石災法などの所管官庁が異なる保安規制の法令手続きの一元化</p>	<p>担当課：消防防災課</p> <p>法令が別個で、所管官庁も国、県、市と分かれているため、同一の申請書等による申請手続きの一本化は難しいところですが、事前審査においては、鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内における、保安四法許可等合同審査実施要領別表によるプラントの新設または変更のいずれかに該当する場合で、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法のいわゆる保安四法のうち2法以上の規制対象となる場合は、関係行政庁の合同審査を受けることができますので、ご活用ください。</p>
<p>○ 道路法に関する以下の申請の迅速化及び簡素化（道路占用、特殊車両通行許可・24条申請等）</p>	<p>担当課：道路維持課</p> <p>道路法に関する申請につきましては、道路の適正な利用や、安全で快適な利用を図るため、審査に必要な書類を添付して申請いただいております。</p> <p>申請内容によっては現地確認などが必要であり、相応の審査期間を要しているところですが、申請者に不便をおかけすることのないよう事務処理の迅速化に努めてまいります。</p> <p>また、申請の簡素化につきましては、占用許可や特殊車両通行許可の更新申請等について、新規申請時の書類を活用するなど、添付書類を必要最小限にするよう努めているところです。</p> <p>今後とも、可能な限り申請者の負担軽減に努めてまいります。</p>
<p>○ 制限外積載許可期間の延長</p>	<p>担当課：県警交通規制課</p> <p>制限外積載許可の許可期間につきましては、運転経路における交通状況等の変動を確認し、許可の継続の可否、許可に際し危険防止のために付した条件等の検討が一定期間ごとに必要なため、期間を設定しております。</p> <p>なお、全国的に見ましても許可期間につきましては、本県と同一期間となっております。</p> <p>道路における危険を防止し、交通の安全と円滑のため、その趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。</p>

<p>○ 特車許可要件の緩和</p>	<p>担当課：道路維持課</p> <p>道路を安全で快適に利用していただくために、重量や高さ等の制限値を超える車両を通行させる場合には通行許可申請をお願いしております。</p> <p>この制限値は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止する観点から、国が道路法に基づき制定した車両制限令にて定められています。</p> <p>本県においても、この車両制限令に基づき審査しておりますので、独自に緩和することは困難です。</p>
<p>○ 農地法に関する申請（農地振興地域における農地転用許可）の処理迅速化</p>	<p>担当課：農政企画課</p> <p>〔農地転用許可〕</p> <p>2ha以下の転用許可については、市町村への権限移譲を進めており、事務処理の簡素化、迅速化を図っております。(H22.1現在15市)</p> <p>〔農振農用地区域内の農地〕</p> <p>農用地区域内にある農地の転用は原則認められません。ただし、周辺の営農環境に支障がないなどの条件を満たし農地転用許可相当と認められる場合には認められますが、市町村の農業振興地域整備計画を変更して農用地区域から除外する必要があり、この手続きには、農振法に基づき変更計画を公告し30日間の縦覧に供するなど、相当の期間が必要となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>○ 建築基準法に関する申請（建築確認申請）の処理迅速化</p>	<p>担当課：建築指導課</p> <p>平成19年6月20日の改正建築基準法施行により、建築確認手続きが厳格化されました。</p> <p>県としては、確認申請の適正を確保し、手続きの円滑化を図るため、建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物以外について建築確認申請事前審査制度の継続等を行っているところで、今後とも、事務処理の円滑化、迅速化に努めてまいります。</p> <p>なお、現在、国では審査期間を短縮する方針であり、省令改正等が予定されていることを申し添えます。</p>

<p>○ 建築基準法43条第1項ただし書きの緩和</p>	<p>担当課：建築指導課</p> <p>道路は、建築物の利用，災害時の避難路，消防活動の場，建築物等の日照，採光，通風等の確保などで安全で良好な環境の市街地を形成するうえで極めて重要な機能を果たすものであり，建築基準法第43条第1項において，建築物は建築基準法上の道路に2m以上接しなければならないと定められています。</p> <p>また，同項ただし書において，その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他国土交通省令で定める基準に適合する建築物で，特定行政庁（県）が，交通上，安全上，防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可をしたものについては，例外的に建築が認められることとなりますが，個別の敷地状況により適切に取り扱っているところですので，ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>○ 都市計画法に関する申請（開発行為に対する許認可審査業務）の簡素化及び迅速化</p>	<p>担当課：建築指導課</p> <p>都市の無秩序な市街化を防止し，一定の施設の整備水準を確保する目的で行っている開発許可に係る事務につきましては，開発審査会の議を経る必要がある案件等，個々の申請内容に応じ相応の審査期間を要しております。今後とも可能な限り事務処理の迅速化に努めてまいります。</p> <p>また，開発許可等に係る主な申請書等は，都市計画法施行規則において別記様式として定められており，国として統一化されています。</p>
<p>○ 港湾利用に関し，海外港湾との競争力に対抗すべくワンストップ化推進</p>	<p>担当課：港湾課</p> <p>船舶の入出港届については，港湾事務所の窓口には直接行かなくても書類が提出できるよう港湾EDIシステムを導入しております。さらに他の申請についても取り扱うことができるよう機能向上を図ってまいります。</p> <p>また，H20.12に行った茨城港3港統合に伴い港湾事務所の再編を計画しておりますので，申請事務のワンストップ化を進めるなど，より利用者の利便性向上に努めてまいります。</p>

<p>以下の申請書類に関する県と市町村との統一化</p> <p>○ 公共工事に関する申請の申請書類に関する県と市町村との統一化（入札参加資格審査表と添付資料の経営規模等評価結果通知書）</p>	<p>担当課：監理課</p> <p>県及び市町村の双方に建設工事入札参加資格を取得する申請者の利便性を図るため、平成21・22年度建設工事入札参加資格申請の定期受付より、県内20の市町村と共同受付を開始いたしました。共同受付の実施により、提出いただく書類のうち多くは「共通書類」として、1部のみ提出を求めています。</p> <p>共同受付に参加していない市町村についても、次回の定期申請の際、参加を呼びかけていきたいと考えております。</p>
<p>○ 物品調達の官公庁への指名願書類の統一化</p>	<p>担当課：会計第二課</p> <p>県では、平成24年から参加資格申請についてインターネットを介して利用できる電子調達システムの構築に向けて検討を進めております。</p> <p>このシステムについては、市町村に対しても共同利用を呼びかけているところであり、その中で様式の統一化についても検討していきたいと考えております。</p>

茨城県酪農業協同組合連合会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 支払い期限の規制緩和について</p> <p>毎月、茨城県畜産センター肉用牛研究所より黒毛和種凍結精液を購入しています。その凍結精液の支払い期限に関して、納入通知書発行日より20日以内という規定がありますが、本会の精算システムの都合上20日以内での支払いは難しく、毎月支払いが遅れてしまい、肉用牛研究所にご迷惑をかけてしまっている状況です。</p> <p>つきましては支払い期限の「納入通知書発行日より20日以内」という期限を緩和していただき、「納入通知書発行日の翌月末日」まで支払い期限を延長してほしい。</p>	<p>担当課所：肉用牛研究所</p> <p>茨城県財務規則により、県の発行する納入通知書の納入期限につきましては、原則として20日以内となっています。</p> <p>なお、状況等を十分に勘案し、必要と認められる合理的な理由がある場合には、例外的に契約等により20日間以外の期間を定められる場合もあります。</p>

2 企業（工業団地連絡協議会幹事社）

※名称の非公開を希望している工業団地連絡協議会につきましては、名称を掲載しておりません。

松久保及び手綱工業団地経営協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 茨城県地球環境保全行動条例に基づく特定事業場定期報告（省エネルギー推進業務状況報告）は、関東経済産業局へ定期報告及び中長期計画として報告している内容とほぼ同様であり、P R T R排出量等届出と同様、国と県を統一してほしい。</p>	<p>担当課：環境政策課</p> <p>省エネルギー推進業務状況報告書については、地球温暖化対策を推進する県として特定事業場の実態を把握するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）とは別に条例に基づき提出していただいているものです。昨年度から、報告書作成事務の軽減のため、省エネ法に基づく定期報告書の写しの添付も可とし、簡素化を図ったところであります。</p> <p>なお、さらに報告事務の簡素化を図るため、県では、国に対し、国が所有する情報の提供を要望しているところです。</p>

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 建設業法に基づく申請について、役員変更届出の際、欠格要件がないことを証明するため、次の2つの書類を必要としているが不要としてほしい。</p> <p>①成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書 水戸地方法務局戸籍で取得、代理の場合「委任状」が必要</p> <p>②成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の市町村（本籍地）の長の証明書 本籍のある市町村役場で取得するが、県外の場合大変である。</p> <p>※不要の理由：大企業の場合、株主総会、取締役会で選任された役員が成年被後見人、被補佐人に該当するのは考えられない。</p>	<p>担当課：監理課</p> <p>左記①及び②の書類については、許可申請審査の厳正化の観点から、平成20年度の法改正（「新たに法務局等の官公署が証明する書面の添付を義務付けること等をその内容とする規則の一部を改正する省令（国土交通省令第3号）」）により、許可上の欠格要件基準に関し、新たに添付を義務付けたものであり、取扱いについては、「建設業許可申請の際に提出が必要となる書類の見直し等について（平成20年1月31日国総建第274号）」に基づき、全国一律のものとなっているため、本県のみ提出を省略することは困難です。</p>

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 工場敷地の有効活用による生産機会拡大のため、以下の緩和をしてほしい。</p> <p>①工場立地法における緑地面積率規制の緩和</p> <p>②工場立地法における「一の団地」の定義緩和（公道を挟んだ敷地の合算可能化）</p>	<p>担当課：事業推進課</p> <p>緑地率の緩和については、平成19年6月施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）」において、市町村が条例を定めることにより工場立地法の緑地率を緩和することができる特例措置が設けられました。</p> <p>具体的には、企業立地促進法に基づく計画を市町村等を構成員とする協議会が策定した場合に、地域の実態に即した緑地率の緩和を条例で定めることができることとなっています。</p> <p>平成22年1月現在、県内では、同計画について、8地域（40市町村）が国から同意を受けており、うち、潮来市、古河市、石岡市、牛久市及びかすみがうら市において緑地面積率の緩和が行われているところです。</p> <p>また、工場敷地から離れたいわゆる「飛び地」への緑地整備については敷地面積への算入は認められていませんが、工場等の周辺の区域に相当規模の緑地等が整備されている場合には勧告を行わないことができる勘案措置が創設されました。</p> <p>この措置の適用にあたっては、都道府県が基準を定めることとされており、現在、基準制定に向けて検討を進めているところです。</p>
<p>○ 税制優遇措置の充実</p> <p>「産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特例措置（課税免除）」の恒久化</p>	<p>担当課：税務課</p> <p>平成15年度から実施している県税（法人事業税、不動産取得税）の課税免除措置については、これまで3年ごとに内容を見直したうえで期間の延長を行っており、現行条例での適用期間は平成23年度末までとしております。</p> <p>なお、条例の更新にあたっては、条例の目的への効果を検証しつつ、課税免除措置の実施を検討しております。</p>
<p>○ 高圧ガス製造施設軽微変更届出範囲の拡大</p> <p>現在、配管の取替えは認定を取らない限り、変更許可申請であるが、32A以下の小配管は、施工前の自主検査（耐圧、気密、肉測、非破壊検査PT等）をしっかりと実施しているので、軽微な変更届出としてほしい。</p>	<p>担当課：産業技術課</p> <p>現状の高圧ガス保安法においては、左記取替えは「変更許可申請」の対象に該当し、県独自の規制の緩和は困難です。</p>

<p>○ 廃棄物処理許認可について</p> <p>廃棄物処理施設の変更を行う時には、廃棄物処理の適正化条例において、事前審査が義務付けられている。</p> <p>廃掃法での軽微な変更、あるいは、設備の改善の変更についても、事前審査が必要とされ、許可までの時間、申請手続き等が過大となり効率の低下を招いている。</p> <p>また、工業専用地域等で生活環境への影響の軽減策が実施されている地域でも、廃棄物処理施設の設置・変更について住民説明や住民の同意書取得の手続きが科されている。</p> <p>これらのことが施設整備や改善を進めるうえで、大きな阻害となっている。</p> <p>このことから、廃棄物処理施設の改善・変更を行う場合の事前審査手続きの見直し、工業専用地域での、住民同意手続きの見直し（規制緩和）について、検討してほしい。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査については、施設の設置等に係る事務の適正かつ円滑な執行を図る一方で、生活環境の保全を確保するという趣旨により実施しているものであり、法令で定める軽微な変更や施設の改善等であっても、そのような観点から事前審査を行うこととしているものです。</p> <p>その中で、生活環境上の影響が軽微であると思われる変更事項や施設の改善等については、周辺住民の同意の取得等の一部の手続きを省略するなど、手続きの簡素化を図っているところです。</p> <p>また、工業専用地域に施設を設置等する場合についても、周辺住民の同意については、原則として工業専用地域内に存する住民や事業所の同意を不要とする取扱いにより、手続きの一部を緩和しているところです。</p> <p>事前審査を行う趣旨をご理解のうえ、今後とも、当該審査手続きの適正な実施に当たりご協力をいただきますようお願いいたします。</p>
<p>○ 工場立地法における緑地率規制の緩和</p> <p>工場敷地面積の20%を緑地として確保することとなっているが、代替え地等の確保により緑地率規制の緩和を検討してほしい。</p>	<p>担当課：事業推進課</p> <p>工場敷地から離れたいわゆる「飛び地」への緑地整備については敷地面積への算入は認められていませんが、工場等の周辺の区域に相当規模の緑地等が整備されている場合には勧告を行わないことができる勘案措置が創設されました。</p> <p>この措置の適用にあたっては、都道府県が基準を定めることされており、現在、基準制定に向けて検討を進めているところです。</p>
<p>○ 鹿島工場で製造した製品（危険物）を鹿島港北公共埠頭からコンテナ貨物で輸出しているが、「コンテナヤードでの危険品の前受け規制」があるため、物流ルート選定の上での大きなネックとなっている。</p> <p>最寄港利用のメリットを生かすためにも、これら規制の緩和をしてほしい。</p>	<p>担当課：港湾課</p> <p>危険物による災害を未然に防止するため、消防法ではそれぞれの油種、類ごとにその危険度に応じて指定数量を定め、指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う場合は消防機関の承認が必要であり、港湾においても適用されます。</p> <p>鹿島港北公共埠頭では、タンクコンテナ（液体及び気体を輸送するためのタンクを備えたコンテナ）など消防法上容器と認められるものについては、北公共危険物屋外貯蔵所に期間を定めずに置くことができますが、ドライコンテナ</p>

	<p>(大多数の一般貨物用コンテナ)は、消防法上容器と認められていないため、ドライコンテナに入れた危険物は、危険物貯蔵所での指定数量を超えた貯蔵はできません。</p> <p>このため、指定数量を越えた貯蔵は仮貯蔵申請による承認(最大10日間まで)が必要となりますが、危険物災害防止の観点から、この規制の緩和は難しいものと考えておりますので、消防法に基づく管理のご協力をお願いします。</p>
<p>○ 緑地規制の緩和について</p> <p>緑地率及び環境施設面積率(25%)の緩和については、企業立地促進法で市町村条例で緩和できることになっているが、他方で県・市・企業による公害防止協定でも緑地率が定められており、この二つを含めた解決策が必要となります。</p> <p>そのための一つの提案として、工場から離れた飛び地緑地を認めてほしい。当工業地帯は工業専用地域であり、緩衝緑地も十分に備わっています。工場内の必要緑地面積の一部を寮・社宅等の関連施設に緑地を移すことにより、「工場増設用地の確保」と、寮・社宅の緑地増による「地域環境の改善」につながるものと思いますので、よろしく願いいたします。</p>	<p>担当課：事業推進課</p> <p>工場敷地から離れたいわゆる「飛び地」への緑地整備については敷地面積への算入は認められていませんが、工場等の周辺の区域に相当規模の緑地等が整備されている場合には勧告を行わないことができる勘案措置が創設されました。</p> <p>この措置の適用にあたっては、都道府県が基準を定めることされており、現在、基準制定に向けて検討を進めているところです。</p> <p>-----</p> <p>担当課：環境対策課</p> <p>公害防止協定における緑地は、工場敷地からの粉じんの飛散及び騒音を防止し、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としています。</p> <p>このため、公害防止協定における工場敷地の緑化率については、現在、緩衝緑地を含めて算出していますが、いわゆる「飛び地」は計算の対象外となっています。</p> <p>提案のありました工場内の必要緑地面積の一部を寮・社宅等の関連施設の緑地として移すことについては、公害防止協定の緑化の目的に照らしあわせて、公害防止協定の当事者である市町村と十分協議してまいりたいと考えております。</p>
<p>○ 工業用水の水質が少しでも良くなることをお願いします。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>工業用水の品質に関しては、茨城県工業用水道条例第18条により配水濁度は15度以下となっています。近年は、北浦の水質悪化により原水濁度が高止まる傾向にあります。鹿島浄水場の改築事業により排水処理能力を見直し、能力増強を行った結果、平成21年度から配水濁度については10度程度で配水しております。</p> <p>今後もユーザーのご意見に応えられるよう配水水質の改善に努力してまいります。</p>

<p>○ 工業用水の料金が少しでも安価になることをお願いします。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>本県の工業用水道料金は、全国水準から見て割高になっていますが、それは次のことが主な要因です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水源開発に多くの費用を要したこと ○工水の施設整備が比較的後発となったことにより建設費が嵩高し、それに伴い現在多額の起債額を抱えていること ○整備エリアが広域になり、配管整備等に多額の費用を要したこと <p>このため、これまで中期経営計画を策定し、維持管理費及び人件費の削減・合理化、高金利企業債の低利資金への借換えや企業債等の繰上償還による資本費の低減など経営の健全化に努めてきたところです。</p> <p>このような現状を踏まえ、あわせて県内企業の競争力強化や企業誘致の地域間競争に対応するため、工業用水料金の見直しについて、できる限り早期に対応していきたいと考えております。</p> <p>また、今後も引き続き中期経営計画に基づき経営の合理化の推進を図っていきたいと考えております。</p>
--------------------------------------	---

潮来工業団地連絡協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 建築基準法，工場立地法，消防法等の県への届出，申請等に関して各届出・申請等の報告期限，担当窓口等を一覧表にしてHP等で閲覧できるようにしてほしい。</p>	<p>担当課：政策審議室</p> <p>ご意見のとおり，建築基準法，工場立地法，消防法など工場の新・増設に係る各種届出，申請の担当窓口等を同じHP内（いばらきの工業団地）で閲覧できるよう，工夫したいと考えております。</p> <p>なお，「工場立地法の届出」は，これまでは県が一括して行ってきましたが，平成22年4月1日から，一部の市町村（16市町）に移管されることになりましたので，お知らせいたします。</p>
<p>○ 上記届出・申請等の相談窓口を県庁まで行かなくても各市町村に設置してほしい。</p>	<p>担当課：人事課</p> <p>市町村とのさらなる連携を図るなかで，県民に身近な市町村の窓口で各種手続きが行えるよう，市町村への権限移譲の拡大を進めております。</p>

柏原工業団地運営協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 工場立地法の緑地率を緩和してほしい。</p>	<p>担当課：事業推進課</p> <p>緑地率及び環境施設面積率の緩和については、平成19年6月施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）」において、市町村が条例を定めることにより工場立地法の緑地率を緩和することができる特例措置が設けられました。</p> <p>具体的には、企業立地促進法に基づく計画を市町村等を構成員とする協議会が策定した場合に、地域の実態に即した緑地率等の緩和を条例で定めることができることとなっています。</p> <p>石岡市においては、平成21年7月に上記の緑地率緩和条例を制定し、柏原工業団地等の緑地率を20%から10%に緩和していますので、詳しくは石岡市商工観光課までお問い合わせ下さい。</p> <p>（お問い合わせ） 石岡市経済部商工観光課 電話 0299-23-1111(内線484)</p>

神立地区工業協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ いばらき水のマスタープラン（茨城県長期水需給計画）の見直し</p> <p>・ いばらき水のマスタープランでは、工業用水が、将来31.8%の需要増加を見込んでいますが、数値作成において、現在、契約している水量は、そのまま推移し、新規追加分を上乗せして、31.8%増加の計画となっていると想定されます。</p> <p>既存契約水量が、本当に必要なのか調査を実施し、計画を立案してほしい。</p>	<p>担当課：水・土地計画課</p> <p>いばらき水のマスタープランは、マクロ推計として県全体の水需給の見通しを示したものであり、工業用水の需要推計については、契約水量を積み上げたものではありません。</p> <p>工業用水需要量の推計は、県総合計画「元氣いばらき戦略プラン」における将来の県内総生産や実質経済成長率を参考に、県全体の製造品出荷額等を推計し、それに原単位を乗じて淡水補給水量を算出し、それに負荷率やロス率を見込み1日最大取水量（需要量）を推計することによって行っています。</p> <p>水のマスタープランは、水資源を取り巻く状況の大きな変化に応じて改定を行っております。</p> <p>今後も水資源の計画的な確保と安定した水の供給に努めてまいります。</p>

<p>○ 茨城県工業用水道条例の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条の「給水量の最小限度」を現行の「1日当たり100立方メートル」とあるものを「1日当たり1(又は10)立方メートル」としてほしい。 <p>茨城県が推進している環境エコ活動によると、各家庭・職場において、節水コマ等を導入し、水の使用量の削減を推進しています。</p> <p>給水量の最小限度を小さくすることにより、節水活動が進むと考えられます。</p> <p>また、水を給水するときにCO2も発生しますので、可能な限り、単位を小さくすることが必要ではないでしょうか。</p> <p>いばらき水のマスタープランでは、工業用水の需要量見通しとして、2004年13.011m³/秒に対して2020年17.154m³/秒と31.8%の増加見通しとなっています。給水量の最小限度を小さくすることによりムダなく、工業用水を活用できるのではないのでしょうか。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>条例におきましては、給水量の最小限度は1日あたり100立方メートルとしていますが、これはあくまで原則であり、実際の運用においては、各企業のニーズに合わせて100立方メートル未満でも給水するよう対応しているところです。</p>
<p>○ 茨城県工業用水道条例の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水の廃止に関する規定を追加してほしい。 <p>ただし、設備投資に伴う償却もありますので、契約後20年(目安)で廃止申請ができるという項目を追加してほしい。</p> <p>この条例は、昭和41年に公布されています。初期契約開始から30年以降経過している企業もあります。</p> <p>企業の事業活動の変化、水循環設備の発展に伴い、現状の工業用水を必要としない企業もあります。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>工業用水道は、企業局が先行的に施設を建設し、企業に対して工業用水を供給しているところですが、この施設整備に当たっては企業債を借り入れて実施しており、その償還については料金収入により行われております。</p> <p>このため、安定的な事業運営及び工業用水供給という観点から、本県では申込水量全量について責任をもって引き受けていただくという責任水量制により事業を運営しております。</p> <p>仮に、契約水量の減量を認めると、これに係る水源費等の負担は結果的に料金の引き上げという形で他の企業が負担することとなってしまいます。</p> <p>しかしながら、近年水使用の合理化や各企業の経営計画の変更等により、契約水量と使用水量との間で乖離が発生していることも事実です。そのため、企業局では次の場合に限り、企業と協議のうえ工業用水の減量を認めることとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①他の企業への工業用水の承継 ②給水区域からの撤退等による清算 <p>また、今後は、国や他の事業体の状況を見な</p>

がら、経営に影響を及ぼさない範囲での減量の方策等について、検討していきたいと考えております。

つくばテクノパーク豊里企業連絡協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 工業専用地域の見直しを実態に合わせて実施してほしい（市街化調整区域の敷地へ工場を増設を検討）。</p>	<p>担当課：都市計画課</p> <p>市街化区域への編入につきましては、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の事業計画案により計画的かつ一体的な市街地の形成が行われることが確実な区域などについて行うこととしています。</p> <p>つくばテクノパーク豊里は、住宅・都市整備公団（現・独立行政法人都市再生機構）により工業団地造成事業として整備され、計画的かつ一体的な市街地の形成が確実であることから、昭和60年に市街化区域（工業専用地域）としたところです。</p> <p>また、市街化調整区域のままでも、開発許可により工場増設が可能となる場合もあります。</p> <p>いずれにしても、今回ご意見いただいた件につきましては、具体的な事業計画がある程度定まった段階で開発許可の許可権者であるつくば市にご相談いただきたいと思います。</p>

筑波北部工業団地企業連絡協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 地下水取水について「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」において「工業用水道が利用できる場所では取水を許可できない」とされているが、工業用水が高単価なため、他地域との競争力を強化するため条件を緩和してほしい。</p>	<p>担当課：水・土地計画課</p> <p>「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」では、地下水採取による地下水位の異常な低下や地下水の水質障害及び地盤沈下を防止し、地下水の保全と適正な利用を目的として、現在、県南・県西・鹿行の30市町村を指定地域としています。</p> <p>平成20年度の地盤沈下変動量調査では、県内最大沈下量は13.5mm（龍ヶ崎市小通幸谷町）で、直近5年間での最大沈下量は77.3mm（古河市三和）になっており、依然として地盤沈下が進行しています。</p> <p>このため、引き続き地下水採取の規制が必要と考えており、工業用水道への水源転換を図っていくことが望ましいと考えております。</p>

<p>○ 工業用水について茨城県工業用水道条例において「責任水量制」が定められているため「契約水量」の変更が認められていない。契約時点と現在では経済状況及び技術的状況が大きく異なる情勢の中で「責任水量制」は生産活動の中で大きな足かせとなっており、競争力を阻害している。「契約水量の減水分だけの清算を認める」など一定条件下での「契約水量」の変更を可能としてほしい。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>工業用水道は、企業からの申込に基づき、企業局が先行的に施設を建設し、企業に対して工業用水を供給しているところですが、この施設整備に当たっては企業債を借り入れて実施しており、その償還については料金収入により行われています。</p> <p>このため、安定的な事業運営及び工業用水供給という観点から、本県では申込水量全量について責任をもって引き受けていただくという責任水量制により事業を運営しています。</p> <p>仮に、契約水量の減量を認めると、これに係る水源費等の負担は結果的に料金の引き上げという形で他の企業が負担することとなってしまいます。</p> <p>しかしながら、近年水使用の合理化や各企業の経営計画の変更等により、契約水量と使用水量との間で乖離が発生していることも事実です。そのため、他の企業へ工業用水を承継する場合に限り、工業用水の減量を認めることとしており、また、給水区域からの撤退等で工業用水を使用しなくなった場合などは、清算による契約解除を認めています。</p> <p>今後は、国や他の事業者の状況を見ながら、経営に影響を及ぼさない範囲でのより良い減量の方策等について、検討していきたいと考えております。</p>
---	---

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 生産施設の増設の検討を行っているが、現状の緑地率を確保した上での動線確保が難しい状況にあり、緑地率を低減してほしい。</p>	<p>担当課：事業推進課</p> <p>緑地率及び環境施設面積率の緩和については、平成19年6月施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）」において、市町村が条例を定めることにより工場立地法の緑地率を緩和することができる特例措置が設けられました。</p> <p>具体的には、企業立地促進法に基づく計画を市町村等を構成員とする協議会が策定した場合に、地域の実態に即した緑地率の緩和を条例で</p>

	<p>定めることができることとなっています。</p> <p>平成22年1月現在、県内では、同計画について、8地域（40市町村）が国から同意を受けており、うち、潮来市、古河市、石岡市、牛久市及びかすみがうら市においては緑地面積率の緩和が行われているところです。</p>
--	---

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 建築確認申請に係る審査及び提出書類について、簡易な建築物に限っては、期間の短縮、審査の簡素化を図ってほしい。</p>	<p>担当課：建築指導課</p> <p>確認申請の提出書類については、建築基準法施行規則において具体的に定められています。</p> <p>また、審査期間については、建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物については7日以内、それ以外の建築物については、35日以内（又は70日以内）に審査・応答することとなっていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、国においては、審査期間の短縮化や提出書類の簡素化を行う方針であり、今後省令改正等が予定されていますので、申し添えます。</p>
<p>○ 該当する条例・規則等や届出書類等に早くたどり着けるよう、県のHPの検索性を上げるか、もしくはナビゲーション画面を作る等対策を行ってほしい。（検索結果がたくさん出てくるので結局「詳しい人」に電話等で問い合わせないと分からない）</p>	<p>担当課：広報広聴課</p> <p>県のサイトにおいては、条例はトップページに分野別メニューを用意し直接検索できるようにしております。</p> <p>サイト内検索は検索窓を用意し検索ができるようにしております。</p> <p>なお、検索結果が多すぎる場合には、検索のキーワードを追加することにより絞込みを行うことができます。キーワードを変えるか追加していただくことにより望む結果が得られるようになっております。</p>
<p>○ 「工事着工の〇〇日前までに届出」といった規定について短縮可能範囲を拡大してほしい。（改善・改良の届出、簡易な変更等は、期間短縮が柔軟にできるようにして欲しい）</p>	<p>担当課：行革・分権室</p> <p>各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続の簡素化、事業活動の活性化を図るため、各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和・行政手続の簡素化を進めております。</p> <p>また、より迅速な行政サービスを提供するため、法令、条例等に基づく許認可等の手続を点検し、事務処理期間の短縮を進めております。</p>

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 工業用水費用負担についての要望</p> <p>現在、当工業団地で使用している工場用水に対し、水道使用料金以外に経営負担金・損失補償金という費目の費用負担をしております。</p> <p>費用負担根拠は下記条例に基づきますが、毎年の経営状況について一切経営情報の開示もなく、ただ費用だけを取られているのが現状です。また、この費用は管理者の経営状況に応じ、経営者（つまり県）の判断によって費用を上げることのできる性質のものであります。</p> <p>ついては、この工業用水に関わる費用負担について、以下2点につき要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道料金以外の費用の免除 2 経営内容の開示 <p>【茨城県工業用水道条例】</p> <p>第11条の2 管理者は、使用者の給水申込みによって新たに配水施設の設置費用が必要な場合又は県工業用水道施設の設置に特別の費用が必要となった場合は、その費用の全部又は一部を使用者に負担させることができる。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>工業用水道は、企業からの申込に基づき、企業局が先行的に施設を建設し、企業に対して工業用水を供給しているところですが、この施設整備に当たっては企業債を借り入れて実施しており、その償還については料金収入により行われています。</p> <p>安定的な事業運営及び工水供給という観点から、本県では申込水量全量について責任をもって引き受けていただくという責任水量制により事業を運営しています。このため、使用水量が需給契約水量を下回った場合に、企業と締結した需給契約の規定に基づき損失補償金をいただいています。</p> <p>また、国庫補助を受けた工業用水道事業の料金を設定するにあたっては、経済産業省の承認を必要としますが、この中で同省は料金の上限を定めており、これを超える料金を条例で定められないよう指導しているところです。</p> <p>しかしながら、後発の工業用水道事業においては、その給水原価は経済産業省の定める上限料金を超えてしまっているのが現状です。</p> <p>このため、県西広域・県南広域・県央広域工業用水道事業では、経営の安定を図るため、需給契約の規定に基づき、公営企業管理者と企業との間で給水原価と条例料金との差額を経営経費負担金として負担していただく契約を締結しています。</p> <p>上記損失補償金及び経営経費負担金は、工業用水道事業の経営のため真に必要な額ですので、ご理解いただきますようお願いします。</p> <p>また、経営内容の開示につきましては、各工業用水道事業ごとに年1回連絡調整会議を開催し、各企業担当者様出席のうえ、前年度決算状況や今後の経営の見込等を説明しているところであり、ホームページにおいても、工業用水事業の決算状況を開示しております。</p>